

- 前回審議会でのご意見を踏まえ、①安全点検実施者の資格、②安全点検の対象について、再検討を行った。

委員からのご意見

安全点検実施者の資格について、安全点検についての知識がない者も含まれるように感じるので、再検討されたい。



再検討を実施

再検討項目

誰が点検を行うべきか

①安全点検実施者
の資格

どのような広告物を点検対象とするべきか

②安全点検
の対象

①安全点検実施者の資格

<審議会前の方向性（府条例から変更なし方向）>

高さ4 mを超える広告物等に対して、**以下の資格保有者による**点検を2年ごとに義務付ける。

①屋外広告士、 ②事業者団体が実施する点検技能講習修了者、 ③ネオン工事資格者



「広告物全般に関する知識」と「実務経験」の観点から、再検討

①安全点検実施者の資格

■ 広告物全般に関する知識と実務経験を兼ね備える資格者として、

①屋外広告士、②技能検定合格者（1級）、③事業者団体が実施する点検技能講習修了者が挙げられる。

資格の名称		総合判定	広告物全般に関する知識		実務経験	
			判定	試験内容又は受講内容	判定	実務経験（受験資格）
屋外広告士		○	○	筆記：関係法規、設計・施行、広告デザイン 実務：屋外広告物の設計またはデザイン	○	屋外広告業等に従事した満18歳以上の実務経験が、3年以上ある者
職業訓練指導員等	職業訓練指導員免許所持者	×	○	・広告美術（広告物の定義 企画及び表現 関係法規） ・施工法（広告物の製作及び取付法、ディスプレイの製作及び施工法）	×	なし
	職業訓練修了者	×	○	広告美術に関する職業訓練	×	なし
	技能検定合格者（1級）	○	○	①施工一般（広告物の種類及び構造、広告物の取付方法、広告物の安全に関する力学の基礎等） ②材料 ③デザイン ④関係法規 ⑤安全衛生 等	○	必要（条件により1年～7年）
	技能検定合格者（2、3級）	×			×	専門高校等卒業の場合は実務経験不要
屋外広告物点検技能講習修了者		○	○	①屋外広告物の問題と対策 ②屋外広告物の特性と点検ポイント ③屋外広告物の点検実務と評価方法	○	屋外広告物に関する一定の工事経験（設置、撤去、メンテナンスなど）を有している
建築士		×	×	①学科試験：計画、環境・設備、法規、構造、施工 ②設計製図試験	×	なし
電気工事士		×	×	電気に関する基礎理論、電気工事の施工方法、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令等	×	なし
電気主任技術者		×	×	理論（電気理論、電子理論、電気計測及び電気計測）、電力、機械、法規（電気法規及び電気施設管理）	×	なし
ネオン工事資格者		×	×	自家用電気工作物の保安に関する法令、電気に関する基礎理論、ネオン工事に係る検査方法、ネオン工事の施工方法等	○	5年以上のネオンに関する工事の実務経験

①安全点検実施者の資格

■ 検討の結果、本市における安全点検実施者として適当な者は、

①屋外広告士、②技能検定合格者（1級）、③事業者団体が実施する点検技能講習修了者である。

茨木市屋外広告物条例（素案）

第19条 広告物等の所有者等は、所有し、又は占有する広告物等について、2年を超えない期間ごとに屋外広告士、又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。

茨木市屋外広告物条例施行規則（素案）

第14条 条例第19条の規則で定める者は、広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第2項に規定する技能検定（1級に限る。）に合格した者及び屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者とする。

②安全点検の対象 ～何を対象とするか～

＜審議会前の方向性（府条例から変更なし方向）＞

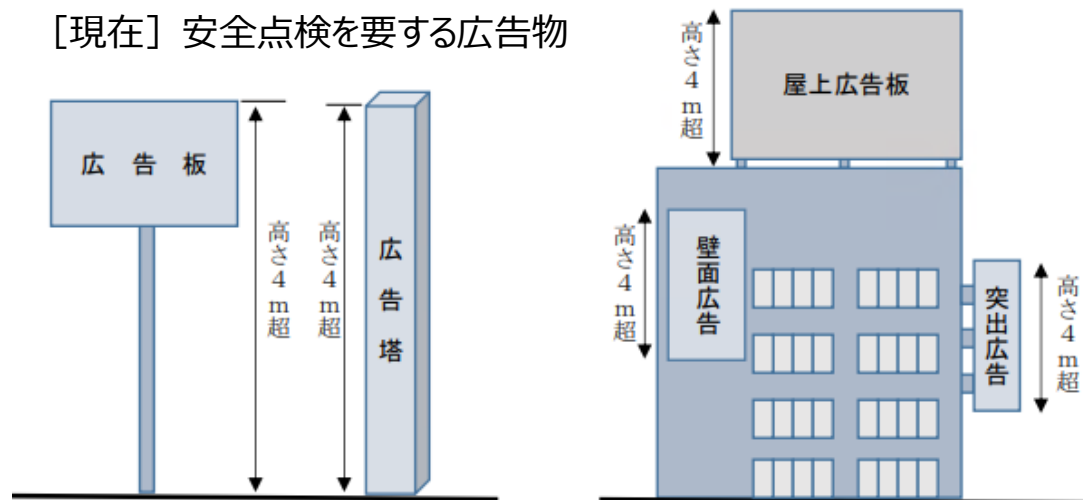
高さ4 mを超える広告物等（下図参照）に対して、点検を義務付ける。



高層部に掲出される規模の大きな広告物が点検対象外となる場合※があることから、再検討

（※高層部に掲出され、縦幅4 m未満で面積が大きいものなど）

[現在] 安全点検を要する広告物



②安全点検の対象

- 最も防止すべき事態として、「**高層部からの規模の大きな広告物の落下**」による負傷者・死者の発生が考えられる。
- 高層部に掲出している規模の小さな広告物まで対象とした場合には、点検の手間から許可申請を行わない事業者が発生する恐れがある。

→ 基準として、「**地上からの距離**」と「**大きさ（表示面積）**」を組み合わせることが必要

■ 基準案

地上から当該広告物等の上端までの距離が4メートルを超えるもの、かつ、表示面積が3平方メートル以上のもの

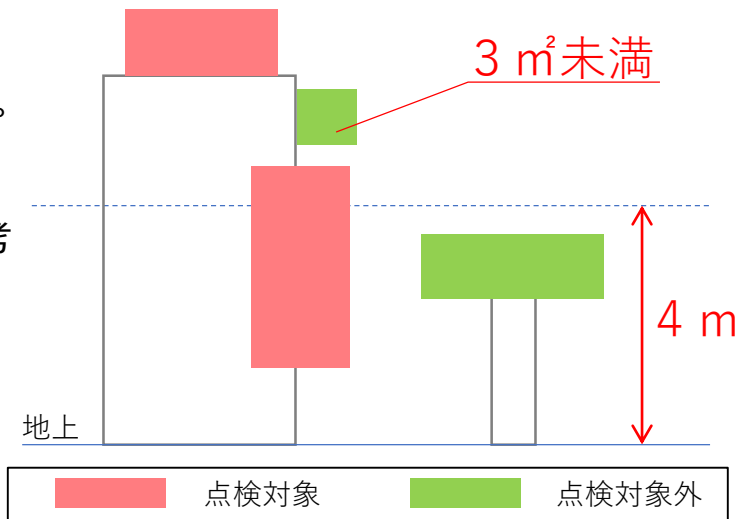
判断参考

地上からの距離 建築確認（工作物申請）は4mを超えるものを対象としている。

面積 ・現在、安全点検を受けている広告物との整合

（現基準で安全点検を要していた広告物は新基準でも安全点検を要する）

・近年落下事故が発生した自治体における面積基準（3㎡）を参考



②安全点検の対象

- 検討の結果、本市における安全点検の対象は、**地上から当該広告物等の上端までの距離が4メートルを超えるもの、かつ、表示面積が3平方メートル以上のもの**が適当である。

茨木市屋外広告物条例（素案）

第19条 広告物等の所有者等は、所有し、又は占有する広告物等について、2年を超えない期間ごとに屋外広告士、又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。**ただし、規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。**

茨木市屋外広告物条例施行規則（素案）

第14条第2項 条例第19条ただし書の規則で定める広告物及び掲出物件は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) はり紙、はり札等、広告幕、広告旗、立看板等及びアドバルーン
- (2) **地上から当該広告物等の上端までの距離が4メートル以下のもの**
- (3) **表示面積が3平方メートル未満のもの**